

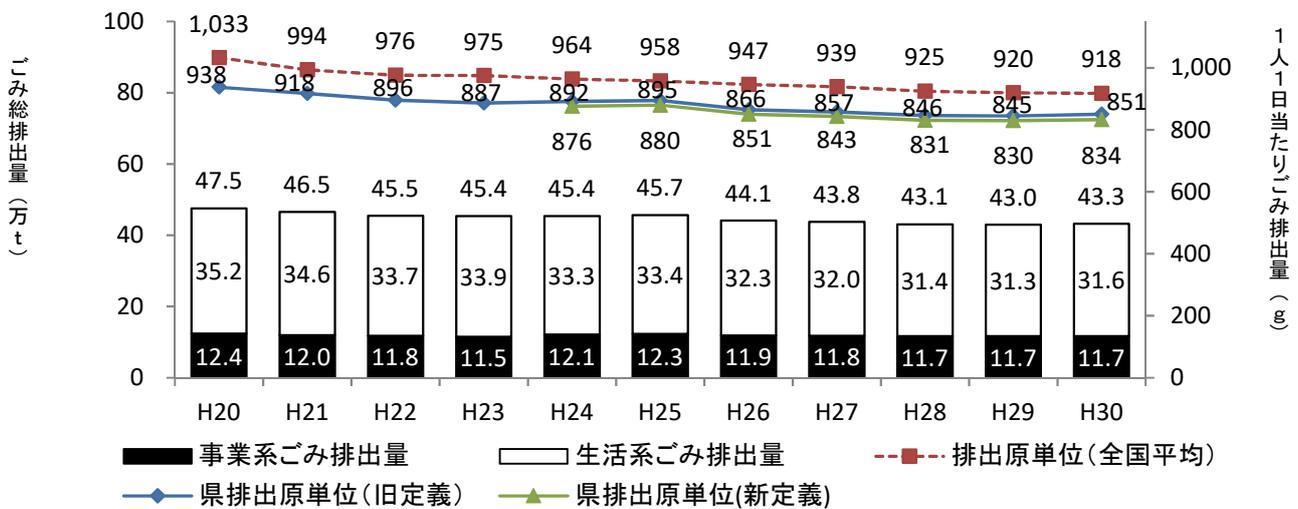
## 第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

## 1. 一般廃棄物（ごみ）

## (1) ごみ排出量の状況

- ごみ排出量および1人1日当たりごみ排出量は、平成 24～25 年度にかけてやや増加がみられたが、平成 26 年度以降は再び**減少傾向**（生活系ごみ、事業系ごみともに）。
- 平成 30 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 834g となり、前年度比で 4 g 増加。  
計画の目標値の 820 g まで、あと 14g 削減が必要な状況。
- 1 人 1 日当たりごみ排出量は、全国平均(918 g) (H30) より 1 割程度少ない。
- 平成 30 年度実績 (834g) は全国 2 番目の少なさ (1 位：長野県 811g)。

図表 1 ごみ排出量の推移



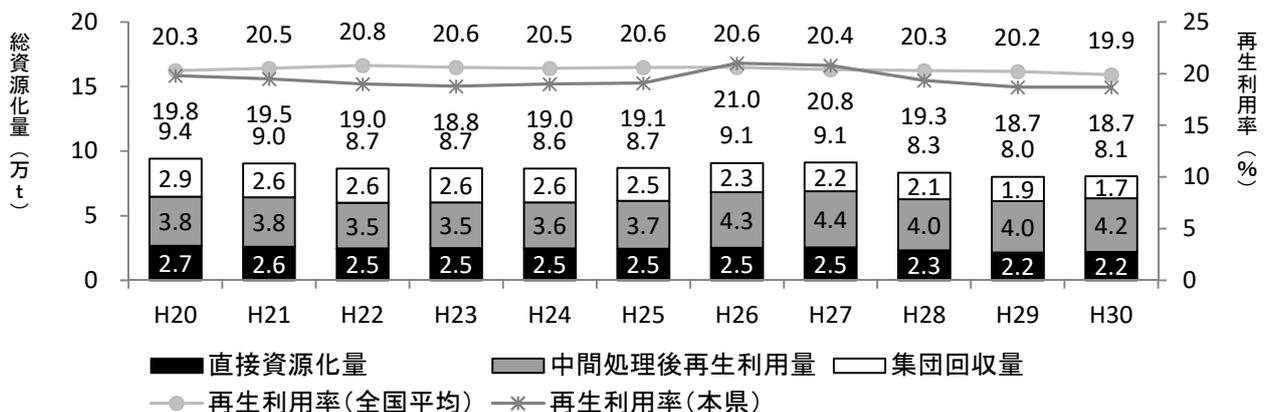
※ 住民基本台帳法改正に伴い H24 年度より総人口に外国人人口を含むこととなったため、1 人 1 日当たりごみ排出量は、H24 以降は「新定義(外国人人口含む)」と「旧定義(外国人人口含まない)」の数値をグラフ上に併記。

※ 国の排出原単位は、H23 まで旧定義、H24 からは新定義

## (2) 再生利用(リサイクル)の状況

- 総資源化量は、平成 28 年度から約 8 万 t で推移し、前年度より **0.1 万 t の微増**。
- 再生利用率(リサイクル率)は、平成 27 年度から再び低下しているものの、前年度と同じ 18.7%となったが、やや上昇している。
- 再生利用率は、ほとんどの市町で前年度と同程度となっている。

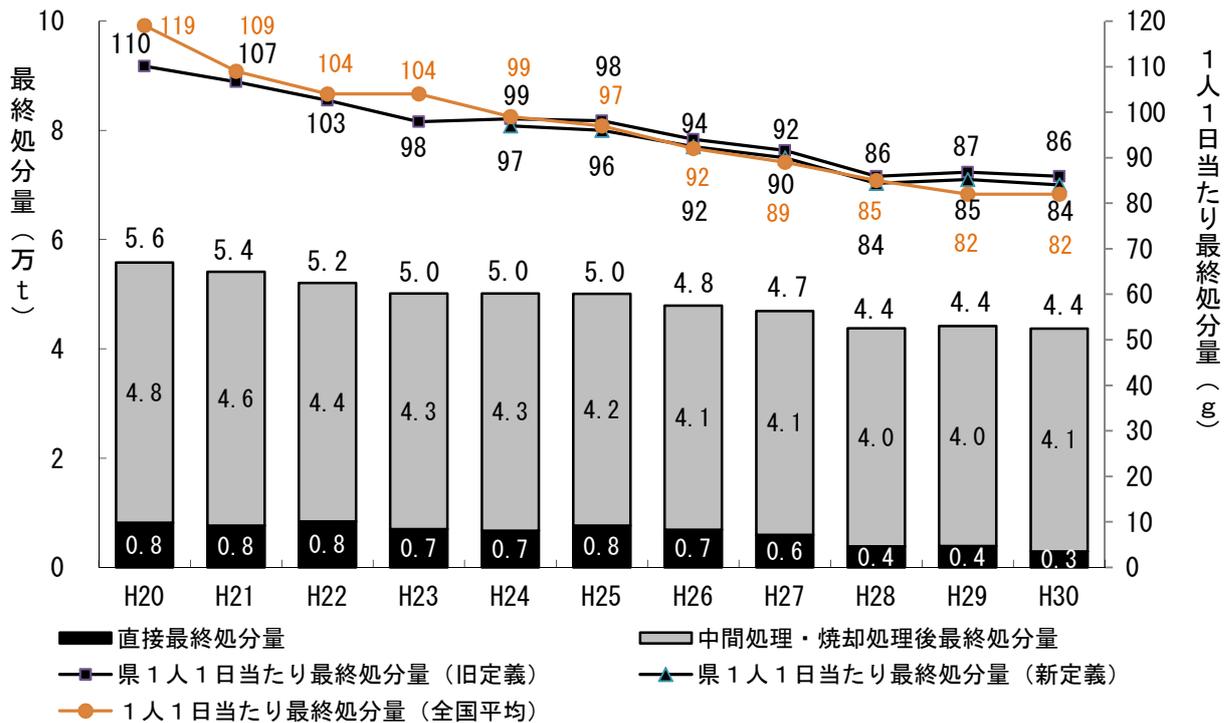
図表 2 ごみの再生利用率等の推移



### (3) 最終処分量の状況

- 最終処分量および1人1日当たり最終処分量は、平成28年度までは減少傾向にあったが、平成29年度に微増後、平成30年度では微減となっている。（最終処分量は四捨五入の関係でグラフ上は横ばい）
- ほとんどの市町で大幅な増加はみられないが、一部の市町で大きく減少した。
- 1人1日当たり最終処分量は84gで、計画の目標値の82gまで、あと2g削減が必要。
- 1人1日当たり最終処分量は、概ね全国平均と同程度で推移。

図表3 ごみの最終処分量の推移



#### (4) 一般廃棄物（ごみ）に係る第四次計画の数値目標の達成状況

- 第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表4 一般廃棄物（ごみ）に係る第四次計画の数値目標の状況

		実績値										四次計画 目標値
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量	万t	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	43.8	43.1	43.0	43.3	—	参考指標 42.5
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	896	887	892	895	866	857	846	845	851	—	
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g			876	880	851	843	831	830	834	—	820
総資源化量	万t	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	9.1	8.3	8.0	8.1	—	参考指標 9.5
再生利用率	%	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7	18.7	—	参考指標 22.4
最終処分量	万t	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	4.7	4.4	4.4	4.4	—	参考指標 4.3
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	103	98	99	98	94	92	86	87	86	—	
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g			97	96	92	90	84	85	84	—	82
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	—	49	51.6	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	80以上 (計画期間中)
定点観測による 散在性ごみ個数	個/日	14	15	16	11	13	10	12	11	10	10	11.3以下 (計画期間中)

#### (5) 現状・課題と今後の方向性

##### <現状・課題等>

- ごみ排出量は減少傾向にあり、計画の目標達成に近づいているものの、横ばいとなっている。
- 再生利用率（リサイクル率）は、容器の軽量化、印刷物の減少、小売店等における店頭回収の普及等の要因があり、横ばい。
- 最終処分量は、長期的には減少傾向が続いており、平成30年度は微減となった。

##### <今後の方向性> ※詳細は別紙「施策の取組状況等」のとおり

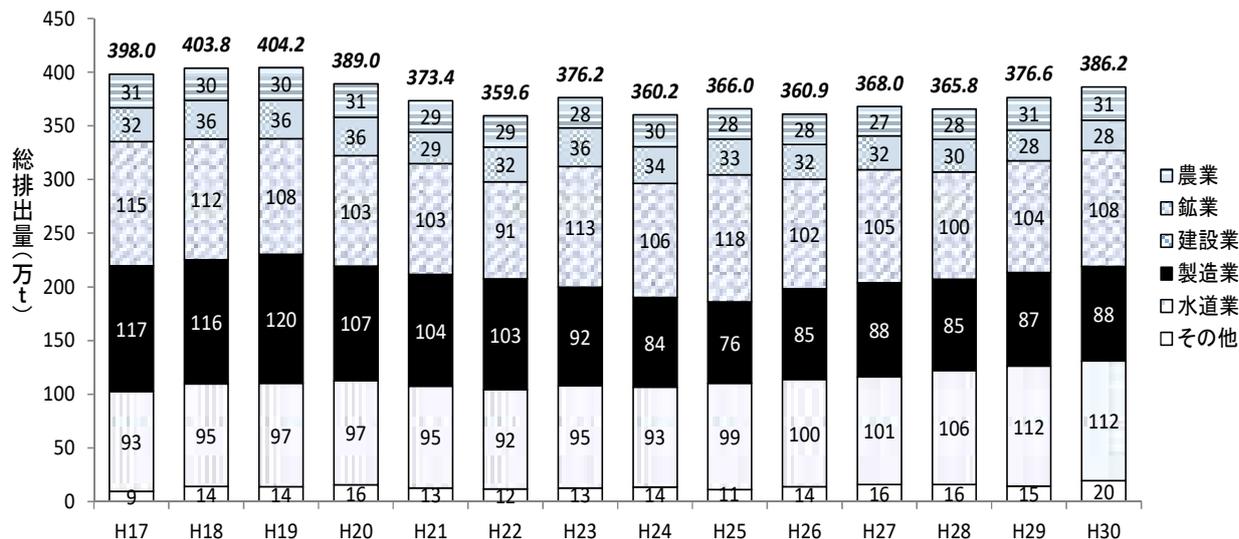
- ⇒ レジ袋削減協定については、令和2年7月の小売業におけるレジ袋有料義務化の実施状況を踏まえ、協定内容の見直しを検討する必要がある。
- ⇒ 「(仮称) 滋賀プラスチックごみゼロ実践取組方針」や「(仮称) 滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、関係主体と連携しながら、プラスチックごみゼロおよび食品ロス削減に向けた取組を一層推進する。
- ⇒ 上記 リデュースの取組を一層推進するとともに、リユース(物を廃棄せずに再使用)や、再生利用可能なごみ(紙ごみ等)に係る 県民向けの情報提供・啓発を引き続き実施。

## 2. 産業廃棄物

### (1) 排出量の状況

- 総排出量は、平成 21 年度以降、微増微減をくり返しており、平成 30 年度は 386.2 万 t で平成 29 年度より 9.6 万 t 増加。
- 業種別では、水道業（下水道業を含む）が 29%、建設業が 28%、製造業が 23%を占める。

図表5 産業廃棄物の排出量の推移



図表6 産業廃棄物品目別・業種別排出量（平成30年度）（単位；万 t /年）

種類	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他	合計		
							平成30年度		平成29年度
							排出量※	比率	排出量※
燃え殻	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.3	0%	0.2
汚泥	0.0	27.6	4.7	54.2	111.2	1.9	199.6 (25.5)	52%	201.4 (26.9)
廃油	0.0	0.0	0.4	3.4	0.0	1.2	5.1	1%	5.2
廃酸	0.0	0.0	0.1	3.7	0.0	0.2	4.1	1%	1.9
廃アルカリ	0.0	0.0	0.3	3.7	0.0	0.3	4.3	1%	6.5
廃プラスチック類	0.0	0.0	3.0	9.0	0.0	6.2	18.3	5%	17.7
紙くず	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.6	0%	0.4
木くず	0.0	0.0	9.5	0.7	0.0	1.2	11.4	3%	8.0
繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0%	0.1
動植物性残さ	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.1	2.1	1%	1.9
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0%	0.0
金属くず	0.0	0.0	0.9	0.3	0.0	1.9	3.0	1%	3.9
ガラス・陶磁器	0.0	0.1	3.2	6.9	0.3	3.5	14.1	4%	11.8
鉱さい	0.0	0.3	0.0	2.2	0.0	0.1	2.6	1%	2.5
がれき類	0.0	0.0	82.8	0.0	0.0	0.0	82.8	21%	81.0
ばいじん	0.0	0.0	0.4	0.1	0.2	0.0	0.6	0%	0.5
家畜ふん尿	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0	8%	30.6
家畜の死体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0%	0.0
その他(混合物等)	0.0	0.0	2.4	0.9	0.0	2.8	6.1	2%	3.1
合計	31.1	28.0	108.2	87.7	111.7	19.5	386.2 (212.1)	100%	376.6 (202.1)
業種別比率	8.1%	7.2%	28.0%	22.7%	28.9%	5.1%			

※ ( )内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

- 品目別の排出量は、汚泥が 199.6 万 t で全体の 52%を占め、以下、がれき類(82.8 万 t, 21%)、家畜のふん尿(31.0 万 t, 8%)、廃プラスチック類(18.3 万 t, 5%)の順に多い。全国と比較して汚泥とがれき類の比率が高い一方で、家畜ふん尿の比率が低いのが本県の特徴。

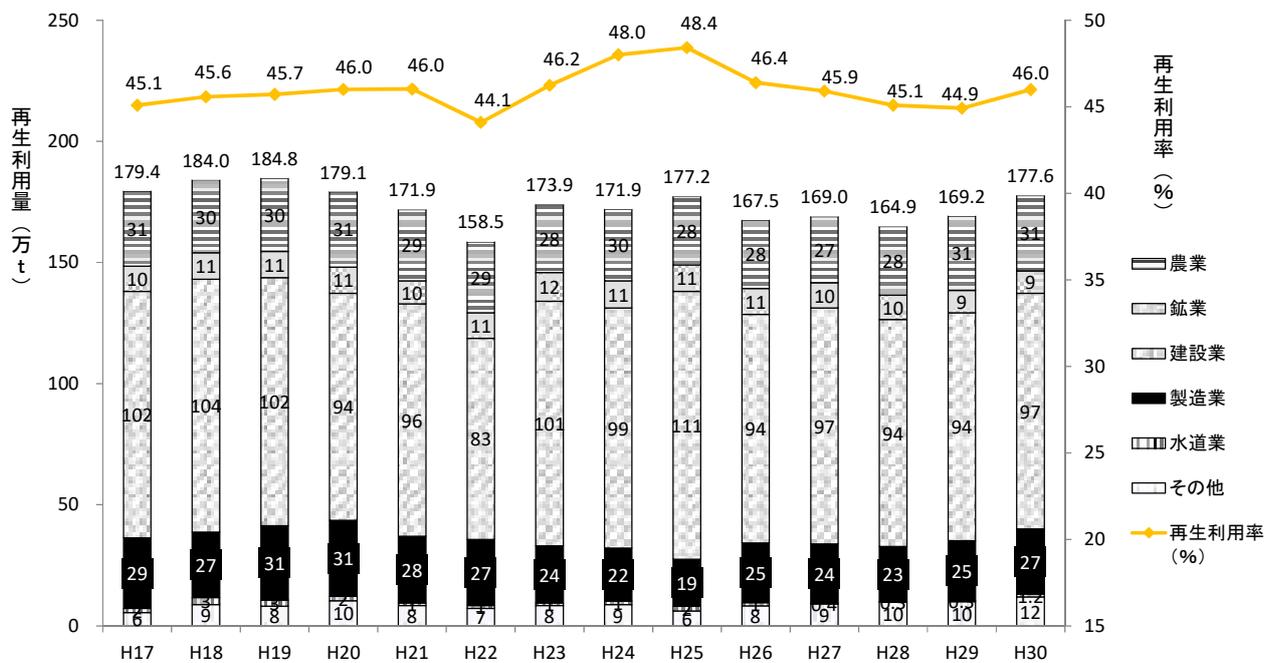
※ 全国 (H29 実績) : 汚泥 : 45%、家畜ふん尿 : 20%、がれき類 : 16%、

- 平成 29 年度と比較すると、木くずが 3.4 万 t、ガラス・陶磁器が 2.3 万 t、がれき類が 1.8 万 t 増加するなどした一方で、汚泥が 1.8 万 t 減少。

## (2) 再生利用量の状況

- 再生利用量は、平成 23 年度以降、微増微減を繰り返しており、平成 30 年度は 177.6 万 t で平成 29 年度より 8.4 万 t 増加。
- 再生利用率は、平成 26 年度以降、低下傾向であったが、平成 30 年度は 46.0%で平成 29 年度より 1.1%上昇。

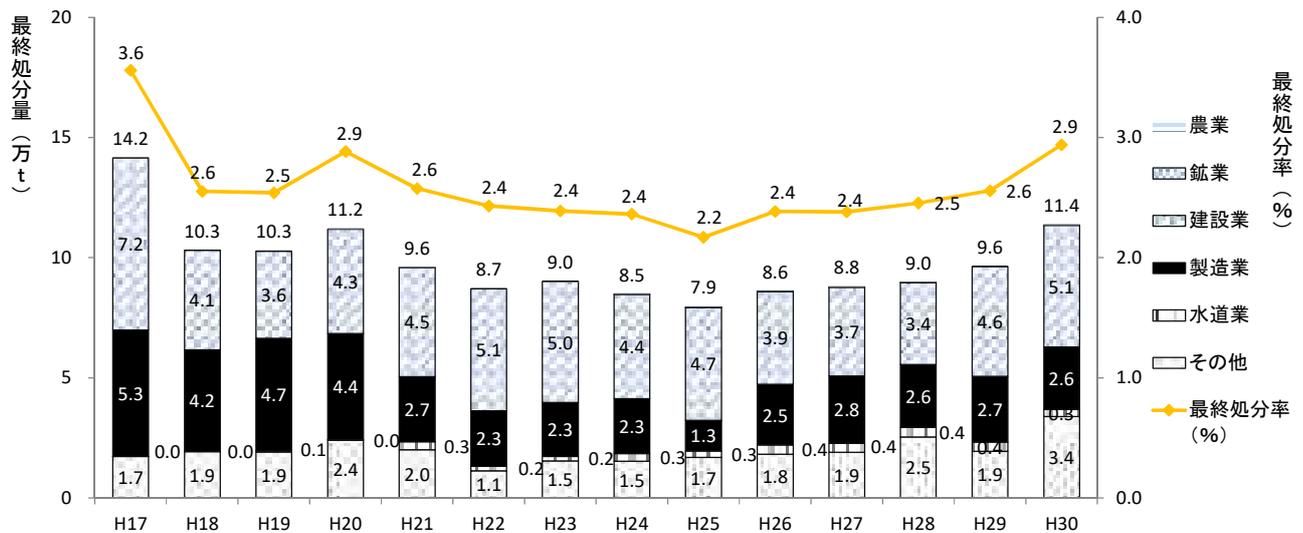
図表 7 産業廃棄物の再生利用量の推移



### (3) 最終処分量の状況

- 最終処分量は、平成 21 年度以降、微減増減を繰り返しており、平成 30 年度は 11.4 万 t で平成 29 年度より **1.8 万 t 増加**。
- 計画の目標値の 7.4 万 t まで、4 万 t 削減が必要な状況。
- 最終処分率は、平成 21 年度以降、微減増減を繰り返しており、平成 30 年度は 2.9% で平成 29 年度より **0.3% 上昇**。
- 品目別にみると、「廃プラスチック類」「ガラス陶磁器くず」、「がれき類」、「その他（混合物等）」の最終処分量の比率が多い。「廃プラスチック類」、「がれき類」の品目については、平成 28 年度から最終処分量の増加がみられる。

図表 8 産業廃棄物の最終処分量の推移



図表 9 産業廃棄物最終処分量の品目別状況

品目	最終処分量 (万t)							
	H27		H28		H29		H30	
	量	比率	量	比率	量	比率	量	比率
燃え殻	0.7	8%	0.5	6%	0.5	5%	0.2	2%
汚泥	0.7	8%	0.9	10%	0.9	10%	1.0	9%
廃油	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
廃酸	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
廃アルカリ	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
廃プラスチック類	1.5	17%	1.7	19%	1.7	18%	2.3	20%
紙くず	0.1	1%	0.1	1%	0.0	0%	0.1	1%
木くず	0.2	2%	0.1	1%	0.2	2%	0.3	3%
繊維くず	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
動植物性残さ	0.1	1%	0.1	1%	0.0	0%	0.1	1%
ゴムくず	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
金属くず	0.1	1%	0.1	1%	0.1	1%	0.2	1%
ガラス陶磁器くず	2.4	27%	2.1	23%	2.7	28%	1.9	17%
鉱さい	0.1	1%	0.1	1%	0.1	1%	0.1	1%
がれき類	1.4	16%	1.1	12%	1.6	17%	1.8	16%
ばいじん	0.5	5%	0.5	5%	0.4	4%	0.4	4%
動物のふん尿	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
その他(混合物等)	1.0	11%	1.8	20%	1.2	13%	3.0	26%
合計	8.8	100%	9.0	100%	9.6	100%	11.4	100%

#### (4) 産業廃棄物に係る第四次計画の数値目標の達成状況

- 第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表 10 産業廃棄物に係る第四次計画の数値目標の達成状況

		実績値								四次計画 目標値
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	万t	360	366	361	368	366	377	386	-	参考指標 365
発生量	万t	199	202	201	204	195	202	212	-	参考指標 203
再生利用量	万t	172	177	167	169	165	169	178	-	参考指標 177
再生利用率	%	48	48	46	46	45	45	46	-	参考指標 49
最終処分量	万t	8.5	7.9	8.6	8.8	9.0	9.6	11.4	-	7.4
有効利用率	%	90	92	90	90	89	90	91	-	参考指標 91
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率 ※一廃処理施設含む	%	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100 (計画期間中)
電子マニフェスト利用率	%	32.6	36.8	39.6	43.5	44.9	49.3	52.4	-	50以上 (計画期間中)
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	86.4	89.1	85.0	86.8	86.1	89.8	89.5	81.7	85以上 (計画期間中)

#### (5) 現状・課題と今後の方向性

##### <現状・課題等>

- 総排出量は、微増微減を繰り返しており、平成30年度は増加。 景気動向、とりわけ建設業や製造業の動向に留意する必要がある。  
※ 国体(R 6 開催)に係る施設整備や公共施設等の老朽化対策等が中長期的に見込まれる。
- 再生利用量および最終処分量は、総排出量の増加に伴い増加。
- 再生利用率、有効利用率<sup>1</sup>は、横ばい。
- 電子マニフェスト利用率は52.4%となり目標に到達した。

##### <今後の方向性> ※詳細は別紙「施策の取組状況等」のとおり

- ⇒処分量が増加している廃プラスチックについて、「(仮称) 滋賀プラスチックごみゼロ実践取組方針」を策定し、事業者に対するプラスチックの使用削減に向けた啓発を強化する。
- ⇒引き続き事業者による産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発・施設整備等を促進する。
- ⇒産業廃棄物のリサイクルを促進するため、滋賀県リサイクル製品認定制度<sup>2</sup>に基づく認定製品について、県や市町の公共工事、民間での利用を推進する。
- ⇒引き続き事業者に対し、発生抑制・資源化の優良事例や電子マニフェストをはじめとする適正処理に係る情報提供・普及啓発を行うとともに、立入検査等による指導を徹底する。

<sup>1</sup> 発生量（総排出量のうち汚泥について排出事業所内において脱水した後の量としたもの）のうち、再生利用するために仕向けられた量が「有効利用された量」で、これを発生量で除した数値が「有効利用率」。汚泥の脱水後を基準とした実質的な再生利用の程度を示した数値。

<sup>2</sup> 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品（コンクリート二次製品、改良土、堆肥など）について、一定の基準に適合するものを認定。